

七尾市工事請負業者選考委員会規程

(設置)

第1条 本市の建設工事又は製造の請負（以下「工事」という。）の適正化を図るため、七尾市工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定)

第2条 工事を請け負わせようとするときは、総務部監理課長は、委員会に対し工事請負業者（以下「業者」という。）の選定を求めなければならない。ただし、軽易なものについては、省略することができる。

(審議事項)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格要件等
- (2) 業者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に重要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

副市長、総務部長（委員長代行）、産業部長、建設部長、総務部監理課長

2 前条の審議を行う場合は、必要により委員会に次の者を加えることができる。

- (1) 当該工事の予算を主管する課の課長
- (2) 当該工事の施工を担当する課長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長において必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部監理課が処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年4月1日から施行する。